

市川市斎場整備運営等事業 募集要項等に関する質問回答(第2回) 後日回答分

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
37	市川市斎場整備運営等事業 実施方針等に関する質疑回答		113				設計期間の労務費等の変動については、工事請負契約の契約日を基準日とするとのことですが、工事期間の物価や労務費等の変動についても同様の基準日との理解でよろしいでしょうか。	<p>まず、本事業のインフレスライド額の算定は、「建設工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド)の運用に関する手引き」(千葉県県土整備部)を準用します。同手引きの「2 請求日及び基準日等について」の(2)に掲げる「基準日」の定義との混同をさけるため、下記に示す回答に使用した「基準日」は、「物価変動の算定の基準となる日」(以下、「起算日」という。)と読み替えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回対面対話質疑回答 No.54及びNo.70</li> <li>・実施方針等に関する質疑回答 No.113</li> </ul> <p>このことを踏まえ、本質問へ回答します。</p> <p>工事期間の物価や労務費等の変動についても契約日が起算日となります。</p> <p>施設整備のインフレスライド請求があった場合、市は上記手引きを踏まえて請求額の精査を行います。スライド請求額の精査に当たっては、契約日からの変動が客観的に分かる資料の提出を求めますので、ご承知おきください。なお、価格提案書(様式5)も根拠資料の一部となることから、注意書き(提出資料や留意事項等)を遵守するとともに、「1. 施設整備業務に関する提案金額内訳」は可能な範囲で詳細(科目別等)に示すようにしてください。</p>